

第12回 福島県農地・水環境保全向上対策第三者委員会

司会(根本副課長)

ただいまより、「福島県農地・水・環境保全向上対策第三者委員会」第12回を開催いたします。よろしくお願いいたします。

開催に先立ちまして、農林水産部後藤次長よりご挨拶を申し上げます。

後藤次長

第12回「福島県農地・水・環境保全向上対策第三者委員会」の開催にあたりご挨拶を申し上げます。

委員の皆様には、大変お忙しい中、本委員会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。また、日頃よりそれぞれのお立場で本県農業の振興と農村の活性化にご尽力をいただいておりますことに、重ねて御礼申し上げます。

昨年は、東日本大震災からの「復興加速の年」として、関係者の皆様の御努力により、避難指示区域等での米の一部作付け再開や、加工自粛の続いていたあんぽ柿の生産・出荷再開、さらには、ふくしま森林再生事業の推進や福島沖の試験操業区域拡大など、本県農林水産業は復興に向けた大きな歩みを見せているところであります。

引き続き、この歩みを止めることなく、以前よりも豊かで魅力ある農林水産業・農山漁村の創造に向け、本年は「新生ふくしま胎動の年」として前に前に進んでいきたいと考えております。

さて、農地・水保全管理支払交付金による共同活動は、農業を支える農地・農業用施設の適切な維持管理の取組であるのはもちろんのこと、地域コミュニティを維持・向上させ、地域の「絆」を成長させるものであると高い評価をいただいております。

今般、国は農業・農村政策の改革を行い、農業を産業として強化していく「産業政策」と車の両輪をなす「地域政策」として、既存の農地・水保全管理支払交付金事業を組み替え、新たに「多面的機能支払交付金」を創設し、平成26年度から実施することといたしました。

県といたしましては、現在実施している農地・水保全管理支払交付金同様、この交付金を効果的に活用し、今後とも適切に多面的機能が維持・発揮されるよう支援していきたいと考えております。

本日は、平成25年度の各活動組織の取組状況と新たに創設された多面的機能支払交付金について、御説明させていただくこととしております。

本県農業・農村の活性化に向け活発な御議論を賜りますようお願い申し上げます。挨拶といたします。

司会（根本副課長）

それでは、本日ご出席いただいております委員の皆様をご紹介させていただきます。名簿をご覧ください。

第三者委員会の委員長をお願いしております、福島大学行政政策学類教授の塩谷 弘康様でございます。

懸田委員につきましては少し遅れている状況でございます。

続きまして、福島県農業会議の大高 哲郎様でございます。

続きまして、福島県消費者団体連絡協議会より、菊地ミドリ委員でございます。

続きまして、JA 福島女性部協議会より、田代かよ子委員でございます。

以上委員 7 名のうち、ご欠席である佐藤 和子副委員長と進士委員を除きまして現時点で 4 名ご出席いただいております。本委員会設置要綱第 5 条第 1 項により過半数の出席により議会は成立しております。よろしく申し上げます。

続きまして、県の職員を申し上げます。

後藤 農林水産部次長でございます。

続きまして、農村振興課 森口課長でございます。

続きまして、福島県農地・水・環境保全向上対策地域協議会の職員をご紹介申し上げます。

まずは 櫻田 会長でございます。

続きまして、渡辺 事務局長でございます。

以上、ご紹介申し上げました。

続きまして、塩谷委員長よりご挨拶をいただきたいと思います。

塩谷委員長

お忙しい中、お集まりいただきありがとうございます。第 11 回の

委員会ですが、現地調査も兼ねまして南相馬で開かせていただきました。私も南相馬に久しぶりに伺ったのですが、やはり沿岸部では被害状況が大きく、また、米の作付けがまだできていないといった福島県の置かれた厳しい状況を肌で感じました。

その中で復旧状況、耕作放棄地の解消、そして稲作りなどに農地・水保全管理事業が役立ち、地元の方に歓迎されているということがわかり、これからも第三者として適切に評価し、発展させていきたいと思ったところであります。

先ほど、後藤次長のお話にあったように大きな制度の見直しがあって、これによりどう変化するのか非常に気がかりであると思います。事務局より説明を受けまして、学びたいと思っておりますのでどうぞ協力いただけますようお願いいたします。

司会（根本副課長）

ありがとうございました。それでは、本委員会設置要綱第5条第2項により「委員会の座長は委員長を充てる」とされておりますので、これにより、座長を塩谷委員長にお願いしたいと思っております。よろしくお願いたします。

座長（塩谷委員長）

はい。それでは、これから議事を始めたいと思っております。

（1）の「25年度の取組」について、事務局から説明をお願いします。

農村振興課
佐藤主査

はい。福島県農村振興課で農地・水保全管理支払交付金を担当しております佐藤と申します。私から（1）の「平成25年度農地・水保全管理支払交付金の取組について」資料1を用いて説明させていただきます。

まず1ページをご覧ください。この資料は平成25年度共同活動支援交付金の市町村別の協定農用地面積、交付金算定面積、支援交付金額等を一覧にしたものとなっております。市町村ごとの詳細につきましては後ほど確認していただきまして、市町村の合計について説明させていただきます。資料の左下をご覧ください。市町村数につきましては40市町村となっております、平成24年度と同じとなっております。次に活動組織数ですが594組織となっております、平成24年度の569組織と比較しまして25組織増加しております。新規組織につきましては平成25年7月16日に開催されました平成25年度第2回総会で承認されまして、26の活動組織が採択されました。なぜ25かといいます

と、平成 20 年度から交付金に取り組んでいました猪苗代町の 1 組織が平成 24 年度をもちまして 5 年間の活動を終えたために、1 組織減の差し引きで 25 組織増加となっております。続きまして、協定農用地についてですが 35,256.9ha、交付金算定面積は 33,909.7ha であり、支援交付金は 1,105,283,830 円となっております。交付金算定面積につきましては、平成 24 年度が 32,614ha、交付金につきましても 1,075,132,380 円となっており、交付金算定面積ベースですと約 4 %の活動組織の面積が増加となっております。

次に 2 ページをご覧ください。こちらの資料は平成 25 年度の向上活動支援交付金の一覧表となっております。この表につきましても、市町村毎の詳細につきましては後ほど確認していただきまして、市町村の合計について説明させていただきます。まず市町村数につきましては 14 市町村で活動が行われております。組織数は平成 25 年度は 53 組織、平成 24 年度が 31 組織であったため 22 組織が増加しております。交付金算定面積につきましては 2,296.7ha、昨年度 1,350ha であることから約 1.7 倍ほど増加しております。交付金につきましては、90,956,720 円、昨年度が 55,313,000 円でしたのでこちらにつきましても約 1.7 倍ほど増加となっております。

続いて 3 ページをご覧ください。こちらの資料は平成 25 年度の復旧活動支援交付金の一覧表となっております。今年度につきましては 10 市町村の 37 組織で活動が行われております。昨年度は 6 市町村の 12 組織でしたので 4 市町村、25 組織増加となっております。交付金算定面積が 2,176.4ha、交付金額が 74,446,160 円であり、昨年度の交付金算定面積が 585.6ha、交付金額が 19,949,980 円でしたので昨年度と比較しますと 3.7 倍の増加となっております。復旧活動支援交付金につきましては平成 25 年度までの取組でしたが、未だに復旧の見込みが立たない地域も多く、次年度以降も継続される事業となっております。

続いて 4 ページをご覧ください。4 ページが表、5 ページがそれに対応したグラフとなっております。合わせてご覧になってください。市町村につきましては平成 19 年度に 47 市町村でスタートしましたが、以降増減を繰り返しまして平成 25 年度には 40 市町村となりました。特に相双地区につきましては 7 市町村で取組んでおりましたが、東日本大震災による原発事故の影響で檜葉町、富岡町、浪江町の組織が活動できなくなってしまい、4 市町村となってしまいました。

活動組織数につきましては、平成 19 年度は 594 組織でスタートしました。ピーク時の平成 22 年度には 673 組織まで増加しましたが、平成 23

年度の東日本大震災の影響で 29 の組織が減少し、平成 23 年度は 644 組織となりました。また、平成 24 年度は第 1 期から第 2 期対策へと変わり、地域のリーダーや代表の引き受け手がない、高齢化により活動が困難、会計等の事務が困難等の理由から、約 190 の組織が交付金から卒業されましたが、新規に 80 以上の組織が増加したこともあり、平成 24 年度は 569 組織が活動しております。5 ページのグラフを見ますと、活動組織数の一番上（活動組織数が最も多い）が会津地方となっており、一番下が南会津地方となっております。こちらを見ていただくと分かる通り、会津方部につきましては年々増加しており、卒業された組織数より新たに活動を始める組織の方が多くことがわかります。補足ですが今回約 190 の組織が本交付金から卒業しましたが、約 8 割につきましては、交付金は利用しないが今後も引き続き農地や農業用施設等の保全は実施していくとの回答をいただいております。

続きまして、交付算定面積につきましても平成 19 年度は 33,969.14ha、その後ピーク時の平成 22 年度には 37,856.19ha まで増加しましたが、先ほど同様、東日本大震災や第 2 期対策への変わり目もあり、平成 25 年度現在 33,909.73ha となっております。活動組織数、交付算定面積につきましては、ようやく第 1 期の初めの平成 19 年度と同水準まで回復傾向でありますので、これからも引き続き推進活動を行いまして、活動組織数の増加に努めていきたいと考えております。

最後に支援交付金についてですが、平成 24 年度の第 2 期対策に変わる時に大きく下がりました。これは活動から 6 年以上継続した組織については単価が 7 割 5 分へと変わる影響もあり、第 1 期対策に比べ減少し、平成 25 年度は 1,105,283,830 円といった状況になっております。

最後に 6 ページをご覧ください。こちらは会議結果報告書となっております。昨年の 10 月 11 日に開催いたしました第 11 回の第三者委員会の現地調査の結果をまとめたものとなっております。この中で、南相馬市の益田地域資源保全隊の代表者等からは、農地の維持管理面で資金的に余裕ができてよりよい活動ができるようになった。農地の荒廃防止に役立っているなどといった意見がありました。若い人がいない、後継者不足といった将来の不安や、事務量が膨大で大変であるといった本交付金に対する意見もありましたが、最終的な要望といたしましては今後も本交付金を活用していきたいとのことでありました。本交付金の継続要望につきましては次の「(2) 多面的機能支払交付金について」で説明させていただきます。

次に第三者委員会の皆様からも多数のご意見がありました。特に第 1 期対策から事務手続が大変であるといった意見・指摘がありました。

	<p>こちらについても、今後とも国に対して簡素化の要望を引き続きしていきたいと考えております。その他詳細につきましては、後ほどご覧になってください。</p> <p>以上、簡単であります「(1)の平成25年度農地・水保全管理支払交付金の取組について」説明を終わらせていただきます。</p>
座長(塩谷委員長)	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>何かご質問・ご意見ありましたらよろしくお願いします。</p>
大高委員	<p>質問：参考まででよろしいのですが、一番大きな取組組織はどのくらいなんですか？また、参加している人数はどのくらいですか？</p>
佐藤主査	<p>回答：(資料が手元にないので)面積は分からないのですが、一番多く取組んでいるのはいわき市の「愛谷江筋」という活動組織でございます。面積は250町歩ぐらいだと思います。人数は200名弱ぐらいだと思います。</p>
塩谷委員長	<p>質問：3ページの「復旧活動支援交付金」についてですが相双地区については、まだ活動ができないということですか？(相双地区の活動組織数0)</p>
佐藤主査	<p>回答：こちらについてはまだ戻っていないという状態です。なお、こちらの事業は共同活動になりますので、皆さんが集まって合意を得られてようやく交付金に取り組めることから、分散避難していることもあり、まだ始めることができないという状況であります。当初23年度から25年度までの震災から3年間の期限での制度でしたが、お話ししたとおりまだまだ復興・復旧が遅れています。そこで更に3ヶ年の事業の延長ということで26年度から引き続き実行できるという予定であります。</p>
田代委員	<p>質問：6年目以降は単価が7割5分に下がってしまうのは分かるが、5年で多くの組織が交付金から卒業したのはなぜか？</p>
佐藤主査	<p>回答：5年と決まっているわけではないが、区切りがいいということもありまして、6年目に入る際に再度組織の皆様で確認をした時に、地域が高齢化し、なかなか制度に沿った活動が難しくなってしまったこともあり、卒業される組織があったことです。ただ、地域を守るといふ活動は引き続き行うとの力強いお言葉を、8割の組織からいただきました。</p>

塩谷委員長	質問：震災前の水準まで戻すというのが目標だと思いますが、その際の課題等は何かあるのですか？
佐藤主査	回答：震災前までの水準に戻すというのは平成 27 年度までを目標にしております。その後、さらに震災前に立てた目標まで伸ばしていきたいと考えております。その中で 1 番は、現在未取組の方々に制度の説明をしていくことが重要だと考えております。その際に委員の皆様、地域の皆様からいただいているお言葉を真摯にお伝えしていきたいと思っております。
座長（塩谷委員長）	それでは、先ほどから何回かお話にありました、新しい制度である「(2) 多面的機能支払交付金について」の説明をお願いします。
田代主任主査	<p>本庁農村振興課で農地・水を担当させていただいている田代です、どうぞよろしくお願いいたします。「(2) 多面的機能支払交付金について」を説明させていただきます。お手元のカラーの資料をご覧ください。「攻めの農林水産業」のための農政の改革方向といった表題を掲げております。今回、農地・水から新しく多面的機能支払へと変わる出発点はどこかを図示した資料となっております。</p> <p>最初の出発点は平成 25 年 8 月 8 日の総理指示で、8 月の段階で 3 つの点（①農山漁村の有するポテンシャルの発揮、②経営マインドを持つ農林漁業者の育成、③新たなチャレンジを後押しする環境整備）について進めていきたいといった政策が出てきました。それ以前につきましては、農地・水の制度を 24 年度から 28 年度までの 5 ヶ年間継続させていこうと私どもも考えておりました。しかし、夏にこういった政策が国の方から出て、秋までには新たな制度を立ち上げてやっていくということ、急に出されたというのが実情となっております。</p> <p>国が掲げているのは 4 つの点でございます、①生産現場の強化、②需要と供給をつなぐバリューチェーンの構築、③需要フロンティアの拡大、④農山漁村の多面的機能の発揮、を柱にこれまでよりもさらに強い農林水産業と、美しく活力のある農山漁村をつくり上げ、農業農村の所得の倍増を目指すという非常に高い目標を掲げてつくられました。</p> <p>2 ページをご覧ください。左側に先ほど説明いたしました国の 4 つの目標が書かれております。①～③につきましては「産業政策」に該当</p>

します。産業政策とは農業を産業として強化していくということになります。もうひとつの「地域政策」というのは地域を守っていくことを柱としており、着目点としては多面的機能の維持・発揮することを目標にしています。

右側が福島県の推進方向となっており、平成 25 年 3 月に策定した「ふくしまの農林水産業新生プラン」の中で、いのちを支え未来につなぐ新生ふくしまの「食」と「ふるさと」 をスローガンにしております。震災前より豊かで魅力ある農林水産業・農山漁村を創造し、若い世代に引き継ぐということを目指して政策を進めております。この政策を進めていく中で、県としては「産業政策」として本県農業を牽引するプロフェッショナル経営体の育成、それから農地中間管理機構を活用した意欲ある担い手への農用地集積、地域産業 6 次化の推進を目指しております。この「産業政策」と一体的な実施ということで、「地域政策」として快適で安全な農業づくりと、農業者と地域住民の協働による県土保全や集落機能の多面的機能の維持を目指しております。その中のひとつとして多面的機能支払事業の推進を県の目標としております。

3 ページをご覧ください。これは多面的機能のみに着目した資料となっております。日本型直接支払制度という大きな制度の中に今回、多面的機能支払制度が組み込まれます。共同活動を通じて地域の農地を農地として維持するとともに、担い手への農地集積という構造政策を後押しするという環境を造るということで制度が作られました。背景・必要性についてですが、国土保全、水源涵養や景観形成等の多面的機能を従来持っていたが、近年、高齢化や人口減少により、地域の無償の共同活動によって支えられていた多面的機能が弱くなってきているという状況となっております。今後とも多面的機能が適切に発揮されるように後押しする制度として今回の事業がつけられました。概要ですが、26 年度は予算措置として実施します。これはどういうことかと言いますと、従来は毎年予算をつけてその年にどういうことをするかという流れで進めてきましたが、27 年度からは法律に基づく措置として、きちんと法律に裏付けされた仕事としてやっていくということです。現在 1 月 24 日から 186 回の通常国会が開催されておりますが、その中で農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法案として提出されています。詳細については 4 ページをご覧ください。

農地・水がどう変わるかを説明したものがこの資料となっております。左側、農地・水保全管理支払交付金（現行制度）というものを、現在 24 年度から 28 年度までの 5 年間ということで約束しながら事業を進めてまいりました。その中で、農地・水路等の基礎的な保全管理

活動と生物多様性などの環境保全に関することを支援してきました。対象組織は農業者と非農業者、農家以外の地域住民を巻き込んでみんな一緒に活動を行うのが農地・水保全管理制度の考えとなっておりました。単価につきましては基本単価が 4,400 円、先ほども説明しましたが 6 年目移行の活動が 7 割 5 分となるため、多くの活動組織がこの単価で活動しておりました。向上活動支払交付金については、古くなってしまった施設の更新であったり、既存の施設を末永く使っていくための補修に特化した交付金でございます。対象者は先ほどと同じく農業者と非農業者が一体となって活動をし、基本単価も同じ 4,400 円となっておりました。

今回、多面的機能支払交付金という新しい制度に変わるわけですが大きな変更点がいくつかあります。従来は農地・水で農業者と非農業者が一緒に行っていた水路等の草刈りなどの保全管理活動と植栽等の環境保全活動を 2 つに分けることとなりました。その 1 つが「農地維持支払交付金」となっております。これは今回新設されたものとなっておりまして、多面的機能の維持管理のために行う共同活動を支援するものとなっております。支援内容は以前と同じで水路等の草刈り、農道の砂利補充等があります。新たに、構造変化に対応した体制の拡充・強化といった内容も対象となりました。一番大きな変更点としては、この農地維持支払交付金が農業者のみでもできるようになったということです。今までは非農業者も含めた地域のみならずで取組まなくてはなりませんでした。今回からは農業者のみでも可能となりました。もちろん今まで通り非農業者も含めた地域一体となった活動も対象内としております。これにより、今までは非農業者のご理解が得られずにできなかった地域も活動ができるようになりました。単価は 3,000 円となっております。

次に資源向上支払交付金ですが、これは今までの農村環境保全の部分に該当し、農村集落維持を目的とした、地域資源の質的向上を図る共同活動を支援します。具体的な内容としてはみんなで植栽をしたり、ビオトープをつくったり、水路・農道・ため池の軽微な補修をしたりといった活動を支援します。こちらは従来と同じく農業者と非農業者が一体となって活動することが条件となっております。また、資源向上支払は単独で行うことはできず、農地維持支払とセットで取組む必要があります。資源向上支払の「地域資源の質的向上を図る共同活動」については単価は 2,400 円で、こちらは 6 年目以降継続される活動組織については 7 割 5 分の単価となります。次に「施設の長寿命化のための共同活動」についてですが、これは従来の「向上活動支援交付金」の考え方に加えた制度となっております。こちらはすべての組織が行っているわけではなく、ほとんどの組織は農地維持支払と資源向上支払の「地域資源の質的向上を図る共同活動」の 2 つに取組んでいただ

く流れになるのではないかと考えております。その際に、今までは 6 年目以降ですと 7 割 5 分のため 3,300 円でしたが、今回新しい制度では農地維持支払の単価は変わらずに 3,000 円のままで、資源向上支払の単価のみが 7 割 5 分となるため、合わせると 4,800 円となります。これまでの 3,300 円から 4,800 円となるため 1,500 円の増額となります。保全管理構想の作成等、新たにやっけていただく項目が増えていますが、やるべきことをやっけていけば従来よりも交付額は増えるということになっております。

次に 5 ページをご覧ください。先ほど日本型直接支払について説明させていただきましたが、多面的機能支払交付金はその中の一部となっております。多面的機能支払交付金の他に現在行われている中山間地域等直接支払と環境保全型農業直接支払を合わせたものが日本型直接支払となっております。

資料 6 ページをご覧ください。この資料は単価についてです。先ほど説明させていただきましたが、北海道の場合は地域的に広大ですので単価が他と異なっているということがわかります。詳細は後でご確認ください。

7 ページにつきましては交付対象者についての資料となっております。ポイントといたしましては、農地維持支払については農業者のみの団体でも活動は可能であり、資源向上に関しては地域住民を含むとありますのでみんなで一緒に取組まなくてはいけないといった違いがあるのでご注意ください。

下の活動手順についてですが、新たに計画書を作り協定を結んでいただくのですが、現在お配りした資料程度しかまだ国からは情報がありませんので、今後どういう項目があるのかは現在分かりません。国もその点は理解しておりますので、事業の始まりである平成 26 年度に関しては、申請書類の提出が通常 10 月であるのに対し、12 月末までを期限としております。また、農地・水と同様に新制度も 5 年間の活動計画を考えております。今まで 24 年度から 5 年間として計画していましたが、26 年度から、新たな 5 年間に変わってしまいましたので、引き継ぎ等については現在国が検討中であるとのことでした。

次に 8 ページをご覧ください。農地維持支払の対象活動についての資料となっております。挿絵を見ていただくとおり今までと同じような活動ができます。見ていただきたいのは下の「地域資源の適切な保全管理のための推進活動」です。ここが新しく追加された項目であり、地域の皆様に考えていただく活動を行うことが条件となって

おります。構造変化に対応した体制の拡充・強化というのは、将来担い手に集積されていくであろう集落の農業に対して、こういった形で集落を造っていくかといった考え方を作成していただくことであります。作成の雛形等については国が示すと言っていましたが、今のところはまだありません。

次に9ページをご覧ください。こちらは資源向上支払についての資料となっております。農村環境を守る活動や補修する活動の例となっております。施設の補修であったり、植栽等がありますが、見ていただきたいのは「多面的機能の増進を図る活動」です。この部分が新たに、農地・水から追加となった部分になります。これと「施設の軽微な補修」、「農村環境保全活動」の3つを取組んでいただくと単価が2,400円となります。ただ、今回追加となった「多面的機能の増進を図る活動」をすぐに取り組めないという場合には、交付単価の5/6を乗じた交付金で活動に取り組むことが可能です。

10ページをご覧ください。この資料では活動計画書、協定書を作成していただく資料となっております。ポイントとなるのは一番下に記載されている対象農用地です。これまでは農振農用地区域内の農用地となっておりますが、今回新たに「農地維持支払については、地方公共団体が多面的機能の維持の観点から必要と認める農用地も対象」が追加されました。これはどういうことかと申しますと、多面的機能を守るためには、農振農用地の外の部分についても一体的に守っていく必要があるため、市町村が認めた場合には農振農用地以外での活動も対象内としてもよいということです。

11ページについては後ほどご確認ください。駆け足になってしまいましたが説明を終わらせていただきます。

座長（塩谷委員長）

ありがとうございました。現行制度との違いを説明していただきました。詳細についてはまだ正式には決まっていないところもあるようですが、現時点で何か分からないこと・質問等あればお願いします。

大高委員

質問：平成24年度に第2期対策が始まり、平成26年度に制度が変わるとの説明を受けました。

新制度に関しては、平成26年12月までの活動組織からの申請を受け付けると言っていますが、平成26年4月以降から申請受付までの間に実施した活動については交付金がもらえるのですか？

田代主任主査	<p>回答：現在の農地・水と同様に、交付金を受けるためには、活動組織は活動計画を作成し、市町村と協定を締結する必要があります。</p> <p>市町村と協定を締結した後の活動について、平成 26 年度の交付金を支払うことは可能ではありますが、活動記録等の証拠を残しておく必要があります。</p>
大高委員	<p>質問：市町村と協定を結んで、保全構想等まで作成する必要があるんですか？構想まで作成するのであれば、時間が足りないのではないかな？</p>
田代主任主査	<p>回答：構想等については作成する必要はありません。活動前に市町村と協定を結び、活動エリアや活動内容をはっきりする必要があります。協定の雛形は未だ示されていないので、早く示すよう国に要望はしています。</p>
大高委員	<p>質問：農地維持支払については農業者だけでも可能、資源向上支払については、農業者+非農業者が条件となっているが、各々別の組織を立ち上げる必要があるんですか？</p>
田代主任主査	<p>回答：別の組織を立ち上げる必要はありません。</p> <p>資源向上支払に取り組む場合には、農地維持支払に取り組む必要があるので自ずと農業者+非農業者の組織で活動することになります。</p> <p>農地維持支払のみ実施する組織については、農業者だけでも取り組める制度となりました。</p>
塩谷委員長	<p>質問：農地維持支払について、農業者のみの取組が可能となったとありますが、実際、組織にとって使い勝手の良い制度となるのですか？</p>
田代主任主査	<p>回答：現行の農地・水では農業者だけでは農村の保全管理ができないので、非農業者も一緒になって集落を守っていくという考え方があります。しかし、一部では、非農業者との連携がとれない、又は、非農業者がいない等の理由から農地・水の活動を断念している組織もあり、そのような集落に対して間口を広げた制度に改正されたと考えています。</p> <p>農振農用地以外の地域（市街化調整区域）についても、田畑が広がる地域もあります。これまではそのような地域の活動は認めていませんでした。新制度については、市町村が多面的機能維持の観点から必</p>

	<p>要と認めた農用地も対象となったことにより、間口が広がったと考えられます。</p>
菊地委員	<p>質問：現在の回答の中で、農振農用地以外の地域（市街化調整区域）についても、田畑が広がっているとのことですが、そのような都市部の田畑については遊休農地となっている農地が多いのが現状だと思います。</p> <p>私のような農業と関わりの薄い人には、農振農用地の農地と市街化調整区域の農地の違いが解りにくいので教えてください。</p>
田代主任主査	<p>農振農用地というのは、文字通り農業を振興していくエリアであり、様々な事業等を使って、農地を維持しております。現在の農地・水についても農振農用地が対象となっていました。</p> <p>新制度の多面的機能支払では、限度はあるが、農村の風景であり、農地を保全する必要があると市町村が認めた農地であれば、農振農用地以外でも対象となるように拡充されました。</p>
田代委員	<p>質問：国の政策が次々と変わり、農家はついていけないです。</p> <p>地域によって集落の問題は様々である。農地が未整備で、担い手の引き受け手もない集落では、個人単位で農作業を行っており、集落全体で活動を行おうと思っても人が集まらないので、新たな制度となっても利用できない。</p> <p>また、面積当たり交付金を支払う制度では、小さい集落では活動に見合わない。高齢化に伴い保全管理の簡素化を図るため、水路布設等を計画しても交付金額が少ないためにできない。農地維持支払の取組内容は草刈り等となっているが、こういった作業は別にやらなくてもよいのではないかと、本当に必要なことは、農地をまずきちんと整備していくことではないのですか？</p>
田代主任主査	<p>回答：農地の整備については、この事業ではできないので他の事業の活用を検討してください（85 %以上担い手へ集積すれば、農家の実質負担0となる事業等もある）</p>
櫻田 会長	<p>10年後には農家も1/3となる試算もあり、現在担い手への集積を進めています。しかし、担い手だけでは集落の保全管理ができないことから、今回、農業者だけでも取り組める農地維持支払ができたという背景があります。</p>

塩谷委員長

質問：高齢化のお話にもありましたが、実際に作業をするにも人がいなくなったりすると思うのですが、共同作業を行う際に外注するといったこともできるのですか？

田代主任主査

回答：基本は共同活動をしてもらうこととなっていますが、急な法面があったり、非常に滑りやすい所があったりと危険な箇所においては外注するといった例もあります。全部みんなで共同作業をしなければいけないということではありません。ただ、全部委託していいかというと、それはこの事業の趣旨には合わないので、市町村と相談することとしています。

座長（塩谷委員長）

それでは時間もありますので、「(3)平成 26 年度の取組予定」について、説明をお願いします。

佐藤主査

それでは資料 3 を用いて説明させていただきます。多面的機能支払事業の活用と取組みの推進についてです。まず、取組への考え方ですが、農村地域の高齢化や人口減少等により、これまで共同活動で支えてきた多面的機能が十分に発揮されていない状況になってきております。このような状況の中、国が提案した「産業政策」と車の両輪をなす「地域政策」で、既存の「農地・水」の拡充や単価の増額など強化していくということで「多面的機能支払」が創設されました。県としても、震災や原発事故の影響により大変な状況ではありますが、早期に脱却し、一刻も早く震災前の状態まで戻し、それを足がかりに今までの福島県と同じように発展していくということで、競争力と収益性の高い農業経営と、力強い農業構造を図り、将来にわたって農業を続けて集落を守っていけるようにしていく必要があります。そのためにも「多面的機能支払」が適切に発揮できるように農業者が共同で行う地域活動を農地・水同様に支援していく考えでございます。

2 番として土地改良区に対する期待です。現在、地域の水路等の管理をしていただいている土地改良区という団体が、各市町村にいくつかあると思います。この土地改良区は農業水利施設等を効率的に把握し、小さな集落単位ではなくいくつかの集落を跨がるように施設の管理をしています。土地改良区は広域的に把握し、全体のバランス等を考慮して、どこをどうしていかなければならないかなどが、ご理解いただいていると思います。その高い管理能力を生かして、新しい多面的機能支払への主体的な取組を期待しております。といいますのも現在様々な状況がありまして、農地・水に取組んでいる活動組織を支援している土地改良区の数はまだまだ少ない状態でありまして、そのため、土地改良区の個別の事情等もありますが、本制度に数多く取組んでい

ただけるよう私どもとしてはお願いしていきたいと考えております。

3番として農地・水を現在取組んでいない地域について、どのように考えていくかですが、農業者のみの組織化による活動も事業対象となったことから、既存の推進体制や土地改良区に加え、農家と直接対話し指導を行っている農業振興普及部門及びJA組織等と連携を密にし、震災により未だ取組を再開できない活動組織を含めて、農地・水保全管理支払の未取組地域への拡大を図っていきたいと考えております。

現在農地・水に取組んでいる組織に関しては、市町村を通じた説明会などを開催し、丁寧な情報提供を行い組織のスムーズな移行ができるよう支援を進めていきたいと考えております。また、新たに取組を希望する組織に対しては、計画書や協定書の作成、必要な書類の手續、事務処理に遺漏のないように指導し、一刻も早く事業に取りかかっているようにしていきたいと考えております。

裏面をご覧ください。最後になりますが26年度、新たな事業に対してどのように考えているかという図になります。左側の図Aが従来26年度に取組む予定となっておりました農用地です。この部分がコアとなりますので、この部分はスムーズに移行していただけるように支援していきたいと考えております。その外側のBの部分ですが、こちらは今回の農政改革の中で農家に直接支払をしている米の直接支払交付金が15,000円から7,500円に減額することとなります。そういった直接影響の出してしまう部分に対しては早急に支援していかなければならないということで、25年度にこの米の直接支払交付金を受けられていた農家の面積から、現在農地・水に取組んでいた面積を差し引いた部分については、早急に支援しなければならないということで農業者のみで取り組める農地維持支払で活動していただきたいと考えております。最終的な多面的機能支払の計上面積については61,735ha、資源向上支払については現在の農地・水から移行していただけるように35,278haという目標を立てまして、26年度取組を進めていきたいと考えております。

座長（塩谷委員長）

ありがとうございました。今年度取組の考え方について説明していただきました。ここで農地・水に取組んでいる土地改良区は少ないと話にありましたが、現状について説明をしていただきたいのですが。

渡辺 事務局長

現在、土地改良区は90組織がございます。私が把握している農地・水の支援を行っている土地改良区は約10となっております。これに

については、やはり少ないと感じると思います。しかし、土地改良区は職員の数が少ないところが多く、1人、2人、3人といったところもごございます。ですから人が足りないというのがネックとなり、土地改良区の取組が難しくなっております。

今後、土地改良区の期待についてですが、事業の増進を図っていくためには、土地改良区の持っている情報というものを活用していくことが必要だと考えられます。そのためには土地改良区に積極的に参加していただけるよう財政的な支援を国に働きかけていかなければならないと思います。

櫻田 会長

土地改良区がその地域からなくなればその地域は駄目になってしまう。要するに自分達がこの地域を守らなければならないという考えを持って活動していただきたいと考えております。支援についてですが土地改良区が施設を維持管理していると思いますので、共同活動の交付金の一部を土地改良区に支払うということができれば土地改良区も主体的に活動ができると思います。また、土地改良区での対応が難しい地域では、JA等に依頼することも選択肢としてあります。

座長（塩谷委員長）

時間が迫ってきていますが他になにかございませぬか？

農村振興課
森口課長

福島県では交付金の使途に関してガイドラインを設置していましたが、新制度に移行するにあたり、見直しを検討しています。現行の制度よりは、使い勝手のよいガイドラインとしたいと考えております。

座長（塩谷委員長）

それでは、まだまだご意見あると思いますが、予定されていた時間を過ぎましたので本日はこれで終了させていただきます。本日はどうもありがとうございました。

田代主任主査

最後に挨拶させていただきます。今回が今年度最後になります。来年度は気候のいい時期に、現地調査を兼ねた活動組織との意見交換会の実施を考えております。前は6年農地・水を満了した流れの中で意見交換会となりましたが、今回は新たな制度が始まります。その中で、当然初めて取組むということでいろいろなご意見が出てくると思います。その辺を一緒に意見交換会をしていただき、また新たなご指導をいただきたいと考えております。次回の時期はまだ未定ですのでまたご連絡さしあげます。その節はよろしく申し上げます。

根本副課長

それでは本日は長時間にわたりましてありがとうございました。以

上をもちまして福島県農地・水環境保全向上対策第三者委員会の第 12 回を終了させていただきます。ありがとうございました。

以上